平成２７年（フ）第２３８号
岐阜県羽島郡岐南町三宅１丁目29番地の２（フレスコＢ　103号室）
債務者　河合　孝弘
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月17日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１６２号
岐阜市八坂町35番地　（ファミーユ左合101号室）
債務者　伊原　勝美
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　　知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１９８号
岐阜県羽島郡笠松町円城寺763番地の１
債務者　町屋カフェ太郎茶屋鎌倉岐阜北鶉店こと　山口　晃廣
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　棚橋　邦行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
岐阜地方裁判所

破産手続廃止

平成２６年（フ）第８３号
島根県出雲市今市町259番地１
破産者　有限会社ブティックアン
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３７８号
岐阜県郡上市白鳥町向小駄良629番地の３
破産者　株式会社丸栄建設
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３７９号
岐阜県郡上市白鳥町向小駄良629番地３
破産者　井上　春美
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第７号
青森県五所川原市烏森561アプリーレ202
破産者　有限会社ジーユー
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
秋田県大館市釈迦内字家後18番地７
破産者　日本ナチュラル株式会社
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第５５号
山形県上山市金生西１丁目10番31号
破産者　株式会社Ｌａ－Ｗｉｃｋ
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１号
栃木県那須塩原市若葉町７番９号　真島マンション１－102号、開始決定時の住所栃木県那須郡那須町大字寺子丙３番地
破産者　那須物産こと　中島　靖晃
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第７号
富山市泉町１丁目３番12号
破産者　有限会社田口左官工業所
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
富山市泉町１丁目３番12号
破産者　有限会社泉町ビル
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１４号
静岡県浜松市浜北区尾野1234番地の７
破産者　株式会社浜北ハウジングセンター
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４５７号
静岡県浜松市南区楊子町555番地、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市南区恩地町58番地
破産者　株式会社建築工房スズキ
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目21番17号落合マンション201
破産者　株式会社ＯＦＦＩＣＥ－Ｅ．Ｍ．Ｉ
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目21番17号落合マンション201
破産者　にっこり農業販売株式会社
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５３３号
名古屋市中川区十一番町４丁目４番地
破産者　株式会社木村電熔機製作所
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０７号
愛知県大府市共西町３丁目106番地
破産者　有限会社益山鉄筋工業
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６０号
熊本市西区春日６丁目16番39号
破産者　株式会社悠翔工業
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６９号
茨城県取手市新取手５丁目５番17号
破産者　今村　純啓
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係